

○黒石市教育委員会会議傍聴規則

(平成25年1月28日教育委員会規則第2号)

改正 平成27年3月30日教育委員会規則第3号 平成28年11月18日教育委員会規則第10号

黒石市教育委員会傍聴人規則(昭和32年黒石市教育委員会規則第2号)の全部を次のように改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第16条及び黒石市教育委員会会議規則(平成25年黒石市教育委員会規則第1号)第9条第3項の規定に基づき黒石市教育委員会の会議(以下「会議」という。)の傍聴に關して必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、会議開会前に、受付簿に住所及び氏名を記入の上、係員の指示に従い、会議場の所定の席(以下「傍聴席」という。)に着かなければならない。

(傍聴人数の制限)

第3条 教育長は、会議場の事情により、会議を傍聴する者(以下「傍聴人」という。)の人数を制限することができる。

(傍聴することができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 凶器その他危険物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) その他会議場の秩序を乱すと認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れない。
- (2) 私語、談話、拍手等をしない。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否若しくは意見を表明しない。
- (4) 飲食をしない。
- (5) 帽子をかぶらない。ただし、教育長が許可した場合は、この限りでない。
- (6) 写真、録音等自書以外の方法で記録してはならない。ただし、教育長が許可した場合は、この限りでない。
- (7) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしない。

2 傍聴人は、前項に規定するもののほか、教育長の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第6条 傍聴人は、教育長が会議場の外に退出させようとしたときは、速やかにその指示に従わなければならない。

第7条 傍聴人がこの規則に違反したときは、教育長は、これを制止し、その命令に従わないときは、その者に退場を命ずることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 30 日教育委員会規則第 3 号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
（黒石市教育委員会会議傍聴規則の一部改正に伴う経過措置）
- 5 この規則の施行の際現に在職する教育長が改正法附則第 2 条第 1 項の規定により引き続き教育長として在職する場合は、この規則による改正後の黒石市教育委員会会議傍聴規則第 3 条、第 6 条及び第 7 条の規定は適用せず、この規則による改正前の黒石市教育委員会会議傍聴規則第 3 条、第 6 条及び第 7 条の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成 28 年 1 月 18 日教育委員会規則第 10 号）
この規則は、平成 28 年 1 月 21 日から施行する。